平成２７年（フ）第６１号
埼玉県飯能市大字南川599番地
破産者　有限会社ムラタ
1　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
2　一般調査期日　平成27年９月30日午後１時20分
平成27年６月18日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００１号
広島県東広島市八本松町原11450番地の７
清算株式会社　株式会社岡田グループ本社
代表清算人　岡田　章義
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１００２号
福岡市中央区赤坂１丁目10番16号
清算株式会社　株式会社みのはら
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０１８号
東京都板橋区熊野町40番３号
清算株式会社　株式会社ゴムヤジャパン
代表清算人　石黒庫太郎
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　一般債権
清算株式会社の後記⑵及び⑶を除く債権者（以下「協定債権者」という。）の債権を一般債権とし、各協定債権者の債権額は別表の「債権額」欄記載のとおりであり、以下これを「基準元本額」という。
⑵　共益的債権
債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等を共益的債権とする。
⑶　優先的債権
一般の優先権がある債権、国税徴収法又は国税徴収法の例により徴収することを得べき債権、裁判所から支払の許可を受けた債権を優先的債権とする。
⑷　弁済の方法
本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行い、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
2　一般債権の弁済
⑴　清算株式会社は、各協定債権者に対し、別表の「弁済額」欄記載の時期に同欄記載の金額を弁済する。
⑵　前記⑴の弁済並びに後記４の共益的債権及び優先的債権の弁済を完了したのちになお余剰金がある場合には、これを各協定債権者の基準元本額で按分した額を各協定債権者に弁済する。
この場合においては、後記３により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度でその効力を失うものとする。
3　債務の免除
⑴　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定確定時に、別表の「免除を受ける額」欄記載の債務を免除する。
⑵　清算株式会社は、前記２⑴の弁済を行うために、清算株式会社が株式会社三田（東京都板橋区熊野町40番３号）に対して有する売掛金債権（平成19年６月から平成25年４月までワイパー等の継続的売買取引に基づく売掛金債権の残金）の弁済を受けて、これを各協定債権者に対する弁済原資とする。
各協定債権者は、清算株式会社に対し、株式会社三田からの前記売掛金債権の支払不能を停止条件として、同支払不能の時点における清算株式会社の資産から優先的債権の弁済及び本件特別清算事件の清算結了までに要する共益的債権を控除したのちになお余剰金がある場合には、これを各協定債権者の基準元本額で按分した額を各協定債権者に弁済し、清算株式会社のその余の残債務を免除する。
4　共益的債権及び優先的債権の弁済
清算株式会社は、共益的債権及び優先的債権については、随時全額弁済する。
5　新たに財産が発見された場合
前記２及び前記３⑵の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の基準元本額で按分した額を各協定債権者に弁済する。
この場合においては、各協定債権者が前記３により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
茨城県筑西市市野辺180番地の11
再生債務者　株式会社つくば米穀
1　決議に付する計画案　平成27年５月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年７月28日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月16日　水戸地方裁判所下妻支部

再生手続終結

平成２３年（再）第４号
北海道石狩郡当別町対雁30番地
再生債務者　ハヤカワ建設株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年６月16日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２２号
千葉県八街市沖渡578番地47
再生債務者　清野　　稔
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月16日から平成27年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１８号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1365番地14
再生債務者　富川　達也
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第２０号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目14番地19
再生債務者　加藤　志乃
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第３８号
埼玉県川越市大字今福857番地１　グリーンヒルズ川越305号室
再生債務者　谷村　純子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第３２号
埼玉県川越市大字下広谷1009番地４
再生債務者　吉岡　　英
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月22日から平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部